

【使用上の注意】
(基本的事項)

1. 守らなければならないこと
(一般的注意)
- 本剤は、効能・効果において定められた目的のみ使用すること。
 - 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
 - 畜・鶏体への直接散布はしないこと。
 - 畜・鶏舎内の衛生害虫の駆除に用いる時は、薬剤が畜・鶏体に直接かからないようにすること。

(使用者に対する注意)

- 病人、本剤に対する過敏症の人、妊婦、乳幼児等は、薬剤の影響の無い場所に移ってもらうこと。
- 薬や化粧品等によって、アレルギー症状やカブレ等を起こしやすい体質の人は、薬剤の散布や処理作業には従事しないこと。
- 散布にあたっては、保護具(長袖の作業衣、作業帽、保護メガネ、保護マスク(活性炭入りマスク)、ゴム手袋など)及び使用する機械器具は、あらかじめよく点検整備しておくこと。
- 原液及び希釈液が、皮膚、眼、被服、飼料、飲食物、幼小児のおもちゃ等にかからないように注意すること。
- 使用に際しては、保護具を必ず着用し、なるべく身体の露出部を少なくして薬剤を浴びないようにするとともに、できるだけ吸い込まないようにすること。なお、屋内での使用の際には必ず換気を行うこと。また、密閉した畜・鶏舎での作業や長時間にわたる連続作業は避けること。
- 使用した後は手や指を必ず、また薬剤が皮膚に付いたときは直ちに石けん等でよく洗い、水で十分うがいすること。

(対象動物等に関する注意)

- 畜・鶏舎内の衛生害虫の駆除に用いる時は、家畜・家禽の飼料、飼料箱、飲水、飲水器、搾乳機械、卵等はあらかじめ他へ移すかあるいは格納するなどの措置を施し、薬剤がかからないようにすること。採卵後または給餌前に散布すること。
- 蜜蜂、蚕(桑)、魚に被害を及ぼすおそれのあるところでは使用しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- 水で希釈するときは薬剤の容器は専用のものとし、食品用の容器等、誤用のおそれのあるものは使用しないこと。
- 希釈液を調製する場合は、次のことに特に注意すること。
 - (ア)希釈液は使用の都度調製すること。
 - (イ)薬液槽等の容器に希釈用水を用意し、本剤の必要量を計量カップ等で換算の上、容器に入れ攪拌棒等を使いよく攪拌すること(直接手指でかき混ぜないこと)。
 - (ウ)調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗いしておくこと。
- 散布にあたっては、かけむらのないよう散布すること。ただし、環境を汚染しないよう乱用を避けること。特に散布液が直接河川、湖沼、海域又は養殖池に流入するおそれのある場所では使用しないこと。
- 本剤は、油脂やほかの薬品類と直接接触させないこと。また、殺虫剤や他の消毒剤と混用しないこと。
- 使用済みの空容器等は石けん水でよくすすぎ、子供がもてあそばないようにして、地方公共団体条例等に従って適切に処分すること。決して河川、湖沼、下水道等の水系や地下水を汚染するおそれのある場所には捨てないこと。
- 希釈または散布に用いた機械器具類等は石けん等でよく洗うこと。特に散布器はよく手入れをすること。
- 作業時の衣類は他の衣類と区別して洗濯し、保護具も洗剤を使ってよく洗うこと。
- 食品、食器、飼料等と区別し、小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管にあたっては、品質を保持するため、直射日光、高温及び多湿を避けること。
- 使用後、残った薬剤原液は必ずラベル表示のある元の容器で保管場所に戻し、せんは確実に締め付けること。
- 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- 万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- 薬剤の使用により、頭痛、目や喉の痛み、咳、めまい、吐き気が認められた場合や気分が悪くなった場合等には直ちに使用を中止し、空気が清浄な場所で安静にして、医師の診察を受けること。
- 医師の診察を受ける際には、オルソ系およびキノキサリン系薬剤を含む殺虫・殺菌剤を使用した旨、成分名(オルトジクロロベンゼンおよびキノメチオネート)、症状、被曝の状況等について出来るだけ詳細に医師に告げること。
- 万一、薬剤が眼、口などに入った場合には、直ちに水でよく洗い流すこと。
- アレルギー体質等で刺激を感じた場合には直ちに使用を中止すること。
- 薬剤の準備や散布中は、喫煙、飲食をしないこと。使用中又は使用後にトイレに行くときは、手や顔をよく洗うこと。
- 作業中に大量の薬剤を浴びた場合には、直ちに汚染された衣類を脱ぎ、シャワーを浴びるなどして大量の水で体に付着した薬剤を洗い落とし、清潔な衣類に着替えること。

(取扱い上の注意)

- 本剤又は本剤の希釈液が、鉄、亜鉛、合成樹脂等を腐食させることもあるので注意すること。
- 有機物質等(家畜の排泄物、血液、牛乳等)は消毒効果に影響を与えるので、希釈液中への混入は避けること。
- 漏洩した場合には次のように処置すること。
 - ① 薬剤が漏洩した場合は、吸収性の媒体、例えば砂、軽石、ボロ布、おがくず等に吸着させ、広がりや阻止して回収すること。
 - ② 漏洩した薬剤が井戸、池、河川などの水系に流入した場合は、直ちに警察または保健所に届け出る。
- 薬剤の原液は引火の恐れがあるので、火気がある場所では使用しないこと。又、電気火花が発生しそうな所では電源を切ってから使用すること。
- 散布液が植物にかかると薬害を生じる可能性があるため注意すること。
- 汚水処理施設の機能を損なう(細菌が死滅する)恐れがあるので、本剤または本剤の希釈液が活性汚泥による汚水処理施設等に直接流入しないように注意すること。

使用の期限

製造番号 EZCTL

動物用医薬品

消毒・殺オーシスト・ウジ駆除複合製剤

ゼクトン®

Zecton®

第二石油類
危険等級Ⅲ
火気厳禁
オルトジクロロベンゼン

20kg

1g中の成分

オルトジクロロベンゼン……………885mg

キノメチオネート……………15mg

製造販売元

住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社

大阪府大阪市中央区道修町二丁目2番8号

販売元

Meiji Seika ファルマ株式会社

東京都中央区京橋二丁目4番16号



2017年10月改訂

承認指令書番号

農林水産省指令22動薬第5095号

貯法 遮光した気密容器

動物用医薬品

消毒・殺オーシスト・ウジ駆除複合製剤

ゼクトン®

【成分及び分量】

品名	ゼクトン		
有効成分	オルトジクロロベンゼン、キノメチオネート		
含量	本品1g中	オルトジクロロベンゼン	885mg
		キノメチオネート	15mg

【効能又は効果】

- (1)畜・鶏舎及びその設備の消毒
- (2)畜・鶏舎の踏込槽での消毒
- (3)鶏コクシジウムオーシストの殺滅
- (4)ハエ幼虫(ウジ)の駆除

【用法及び用量】

- (1)畜・鶏舎及びその設備の消毒：本品の100～300倍の水希釈液を適量散布する。
- (2)畜・鶏舎の踏込槽での消毒：本品の100～300倍の水希釈液を使用する。薬液の調製は1～3日毎とする。
- (3)鶏コクシジウムオーシストの殺滅：
 - ①本品の100～500倍の水希釈液を1m²あたり1～3L散布する。
 - ②踏込槽では本品の100～500倍の水希釈液を使用する。薬液の調製は毎日とする。
- (4)ハエ幼虫(ウジ)の駆除：本品の100～300倍の水希釈液を幼虫発生場所1m²あたり2～5L散布する。

×のむときけん
子供の手の届くところに置かない

第二石油類
危険等級Ⅲ
火気厳禁
オルトジクロロベンゼン

【製品情報お問い合わせ先】

住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社 アニマルヘルス営業部

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1番8号

TEL 03-6837-9481

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

動物用医薬品

消毒・殺オーシスト・ウジ駆除複合製剤

ゼクトン[®]Zecton[®]第二石油類
危険等級Ⅲ
火気厳禁
オルトジクロロベンゼン

200kg

1g中の成分

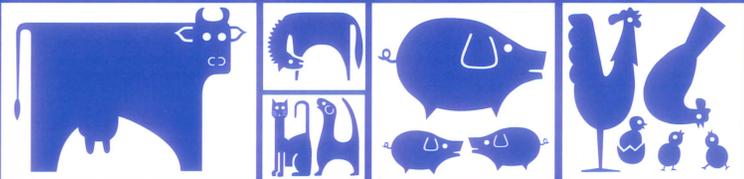
オルトジクロロベンゼン……………885mg
キノメチオネート……………15mg

×のむときけん 子供の手の届くところに置かない

販売元

Meiji Seika ファルマ株式会社
東京都中央区京橋二丁目4番16号

製造販売元

住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社
大阪府大阪市中央区道修町二丁目2番8号

【成分及び分量】

品名	ゼクトン	
有効成分	オルトジクロロベンゼン、キノメチオネート	
含量	本品1g中	オルトジクロロベンゼン 885mg キノメチオネート 15mg

【効能又は効果】 (1) 畜・鶏舎及びその設備の消毒 (2) 畜・鶏舎の踏込槽での消毒
(3) 鶏コクシジウムオーシストの殺滅 (4) ハエ幼虫(ウジ)の駆除

【用法及び用量】

- (1) 畜・鶏舎及びその設備の消毒：本品の100～300倍の水希釈液を適量散布する。
(2) 畜・鶏舎の踏込槽での消毒：本品の100～300倍の水希釈液を使用する。薬液の調製は1～3日毎とする。
(3) 鶏コクシジウムオーシストの殺滅：①本品の100～500倍の水希釈液を1m²あたり1～3L散布する。
②踏込槽では本品の100～500倍の水希釈液を使用する。薬液の調製は毎日とする。
(4) ハエ幼虫(ウジ)の駆除：本品の100～300倍の水希釈液を幼虫発生場所1m²あたり2～5L散布する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・畜・鶏体への直接散布はしないこと。
- ・畜・鶏舎内の衛生害虫の駆除に用いる時は、薬剤が畜・鶏体に直接かからないようにすること。

(使用者に対する注意)

- ・病人、本剤に対する過敏症の人、妊婦、乳幼児等は、薬剤の影響の無い場所に移ってもらうこと。
- ・薬や化粧品等によって、アレルギー症状やアブレ等を起こしやすい体質の人は、薬剤の散布や処理作業には従事しないこと。
- ・散布にあたっては、保護具(長袖の作業衣、作業帽、保護メガネ、保護マスク(活性炭入りマスク)、ゴム手袋など)及び使用する機械器具は、あらかじめよく点検整備しておくこと。
- ・原液及び希釈液が、皮膚、眼、被服、飼料、飲食物、幼小児のおもちゃ等にかからないように注意すること。
- ・使用に際しては、保護具を必ず着用し、なるべく身体の露出部を少なくして薬剤を浴びないようにするとともに、できるだけ吸い込まないようにすること。なお、屋内での使用の際には必ず換気を行うこと。また、密閉した畜・鶏舎での作業や長時間にわたる連続作業は避けること。
- ・使用後は手や指を必ず、また薬剤が皮膚に付いたときは直ちに石けん等によく洗い、水で十分うがいをする。

(対象動物等に関する注意)

- ・畜・鶏舎内の衛生害虫の駆除に用いる時は、家畜・家禽の飼料、飼料箱、飲水、飲水器、搾乳機械、卵等はあらかじめ他へ移すかあるいは格納するなどの措置を施し、薬剤がかからないようにすること。採卵後または給餌前に散布すること。
- ・蜜蜂、蚕(桑)、魚に被害を及ぼすおそれのあるところでは使用しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・水で希釈するときは薬剤の容器は専用のものとし、食品用の容器等、誤用おそれのあるものは使用しないこと。
- ・希釈液を調製する場合は、次のことに特に注意すること。
- (ア) 希釈液は使用の都度調製すること。
- (イ) 薬液槽等の容器に希釈液を用意し、本剤の必要量を計量カップ等で換算の上、容器に入れ攪拌棒等を使いよく攪拌すること(直接手指でかき混ぜないこと)。
- (ウ) 調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗いしておくこと。
- ・散布に当たっては、かけむらのないよう散布すること。ただし、環境を汚染しないよう乱用を避けること。特に散布液が直接河川、湖沼、海域又は養殖池に流入するおそれのある場所では使用しないこと。
- ・本剤は、油脂やはかの薬品類と直接接触させないこと。また、殺虫剤や他の消毒剤と混用しないこと。
- ・使用済みの空容器等は石けん水でよくすすぎ、子供がもてあそばないようにして、

- ・地方公共団体条例等に従って適切に処分すること。決して河川、湖沼、下水道等の水系や地下水を汚染するおそれのある場所には捨てないこと。
- ・希釈または散布に用いた機械器具類等は石けん等よく洗うこと。特に散布器はよく手入れをすること。
- ・作業時の衣類は他の衣類と区別して洗濯し、保護具も洗剤を使ってよく洗うこと。
- ・食品、食器、飼料等と区別し、小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管にあたっては、品質を保持するため、直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・使用後、残った薬剤原液は必ずラベル表示のある元の容器で保管場所に戻し、せんは確実に締め付けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・薬剤の使用により、頭痛、目や喉の痛み、咳、めまい、吐き気が認められた場合や気分が悪くなった場合には直ちに使用を中止し、空気が清浄な場所で安静にして、医師の診察を受けること。
- ・医師の診察を受ける際には、オルト系およびキノキサリン系薬剤を含む殺虫・殺菌剤を使用した旨、成分名(オルトジクロロベンゼンおよびキノメチオネート)、症状、被曝の状況等について出来るだけ詳細に医師に告げること。
- ・万一、薬剤が眼、口などに入った場合には、直ちに水でよく洗い流すこと。
- ・アレルギー体質等で刺激を感じた場合には直ちに使用を中止すること。
- ・薬剤の準備や散布中は、喫煙、飲食をしないこと。使用中又は使用後にトイレに行くときは、手や顔をよく洗うこと。
- ・作業中に大量の薬剤を浴びた場合には、直ちに汚染された衣類を脱ぎ、シャワーを浴びるなどして大量の水で体に着けた薬剤を洗い落とし、清潔な衣類に着替えること。

(取扱い上の注意)

- ・本剤又は本剤の希釈液が、鉄、亜鉛、合成樹脂等を腐食させることもあるので注意すること。
- ・有機物質等(家畜の排泄物、血液、牛乳等)は消毒効果に影響を与えるので、希釈液中への混入は避けること。
- ・漏洩した場合には次のように処置すること。
- ① 薬剤が漏洩した場合は、吸収性の媒体、例えば砂、軽石、ポロ布、おがくず等に吸着させ、広がりや飛散を防止して回収すること。
- ② 漏洩した薬剤が井戸、河、池などの水系に流入した場合は、直ちに警察または保健所に届けること。
- ・薬剤の原液は引火の恐れがあるので、火気がある場所では使用しないこと。又、電気火花が発生しそうな所では電源を切ってから使用すること。
- ・散布液が植物にかかると薬害を生じる可能性があること。
- ・汚水処理施設の機能を損なう(細菌が死滅する)恐れがあるので、本剤または本剤の希釈液が活性汚泥による汚水処理施設等に直接流入しないように注意すること。

【製品情報お問い合わせ先】

住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社 アニマルヘルス営業部
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1番8号 TEL. 03-6837-9481

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

使用の期限

製造番号 EZCTG

1710A